

香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 475 1115 544">香川県<u>指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="203 587 282 620">(趣旨)</p> <p data-bbox="159 627 1115 1038">第1条 この規則は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>、<u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）</u>、<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）</u>、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）</u>、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</u>及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）</u>に定めるもののほか、<u>指定事務受託法人又は指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="203 1082 389 1115">(指定の申請等)</p> <p data-bbox="159 1121 1115 1270">第2条 <u>児童福祉法施行令第44条の8第2項又は障害者総合支援法施行令第3条の2第2項の申請は、指定事務受託法人指定申請書（第1号様式）により、介護保険法施行令第11条の2第1項の申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書（第2号様式）により、それぞれ行うものとする。</u></p> <p data-bbox="159 1273 1115 1417">2 <u>児童福祉法第57条の3の4第1項、介護保険法第24条の2第1項又は障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村等事務受託事務所又は市町村事務受託事務所の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1227 475 1899 512">香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則</p> <p data-bbox="1189 587 1267 620">(趣旨)</p> <p data-bbox="1144 627 2101 778">第1条 この規則は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</u>、<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）</u>及び<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</u>に定めるもののほか、<u>指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1189 1082 1375 1115">(指定の申請等)</p> <p data-bbox="1144 1121 2101 1198">第2条 <u>令第11条の2第1項の申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書（第1号様式）により行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1144 1273 2101 1350">2 <u>法第24条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p>

(名称等の変更の届出等)

第3条 児童福祉法施行令第44条の10第1項又は障害者総合支援法施行令第3条の4第1項の規定による届出は、変更届出書(第3号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第5号様式)により、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定による届出は、変更届出書(第4号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第6号様式)により、それぞれ行うものとする。

(市町等への情報提供)

第4条 知事は、児童福祉法第57条の3の4第1項若しくは障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 市町村等事務の廃止、休止又は再開年月日
- (5) 市町村等事務の種類
- (6) 市町村等事務の開始年月日
- (7) 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 知事は、介護保険法第24条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定市町村事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1)～(11) 略

(指定等の公示)

第5条 児童福祉法施行令第44条の13第1項又は障害者総合支援法施行令第3条の7第1項の規定による公示は、指定事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(名称等の変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、市町村事務の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止(休止、再開)届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。

(市町等への情報提供)

第4条 知事は、法第24条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定市町村事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1)～(11) 略

(指定等の公示)

(3) 指定若しくは指定の取消しの年月日又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の期間又は市町村等事務の廃止、休止又は再開年月日

(4) 市町村等事務の種類

2 介護保険法施行令第11条の6の規定による公示は、指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(5) 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定事務受託法人又は指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 令第11条の6の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(5) 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式（第2条関係）

※受付番号

指定事務受託法人指定申請書

香川県知事

殿

年 月 日

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

児童福祉法施行令第44条の8第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第3条の2第1項の規定による指定事務

受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※市町村等事務受託事務所所在地市町番号

申 請 者	フリガナ 名 称			
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 —)		
		(ビルの名称等)		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号	
	法 人 の 種 別	法人所轄庁		
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 —)		
	(ビルの名称等)			
指定を 受けよ うとす る市町 村事務 受託事 務所	フリガナ 名 称			
	市町村等事務受託 事務所の所在地	(郵便番号 —)		
		(ビルの名称等)		
	市町村等事務受 託事務所連絡先	電話番号	FAX番号	
	市町村等事務 の 種 類	児童福祉法第57条の3の4第1項第1号に規定する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項 第1号に規定する事務		
市町村等事務の開始の予定年月日				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないでください。
2 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「市町村等事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。
5 この申請書には、知事が別に定める書類を添付してください。
6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第2条関係）

略

第1号様式（第2条関係）

略

第3号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、児童福祉法施行令第44条の10第1項
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律施行令第3条の4第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する市町村等事務受託事務所	名称
	所在地
市町村等事務の種類	
変更がある事項	変更の内容
1 市町村等事務受託事務所の名称	(変更前)
2 市町村等事務受託事務所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等 (当該指定に係る事務に関するものに限る。)	(変更後)
7 市町村等事務受託事務所の建物の構造、専用区画等	
8 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9 役員の氏名、生年月日及び住所	
変更年月日	年 月 日

- 備考 1 該当項目番号を○で囲んでください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第3条関係）
略

第5号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

次のとおり市町村等事務の廃止（休止、再開）をするので、児童福祉法施行令第44条の10第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律施行令第3条の4第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する 市町村等事務受託事務所	名 称
	所在地
届 出 の 種 類	休止・廃止・再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 す る 理 由	
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第3条関係）
略

第6号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

次のとおり市町村事務の廃止（休止、再開）をするので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する市町村事務受託事務所	名 称
	所在地
届出の種類	休止・廃止・再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

次のとおり市町村事務の廃止（休止、再開）をするので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する市町村事務受託事務所	名 称
	所在地
届出の種類	休止・廃止・再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置（休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 1 市町村事務の再開に係る届出にあつては、当該市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。